

消費生活相談員（会計年度任用職員）を募集します！



消費者教育推進大使

トラブルくん

福島県消費生活課
(福島県消費生活センター)

福島県では、消費生活相談員として勤務していただける方を募集しています。応募の方はハローワークを経由してお申し込みください。

- | | |
|---------|---|
| ■募集人員 | 1名 |
| ■職務内容 | ・消費生活に関する相談業務（問題解決のための助言、あっせん、情報提供など）
・出前講座等の消費生活に関する普及啓発業務 |
| ■必要な経験 | 次の経験があれば尚可
・接客及び電話対応の経験がある方
・ワードやエクセルなどパソコンの基本的な操作ができる方 |
| ■必要な資格等 | ・普通自動車運転免許（必須）
・次のいずれかの資格を有する人、または、同等の専門的な知識及び経験者であれば、尚可。資格のない方は、採用後に資格取得を目指していただきます。
①消費生活専門相談員
②消費生活アドバイザー
③消費生活コンサルタント |
| ■勤務箇所 | 福島県消費生活センター
(福島県消費生活課内／福島県自治会館1階) |
| ■任用期間 | 令和7年9月1日～令和8年3月31日
(条件付きで更新可能性あり) |
| ■勤務条件 | |
| 勤務日数 | 月17日 |
| 報酬等 | 日額11,700円～12,100円
期末手当・勤勉手当の支給あり（年2回、在職期間等を考慮の上支給） |
| 勤務時間 | 交代制9:00～17:15、10:30～18:45 |
| 通勤手当 | 実費支給（上限あり） |
| 加入保険 | 健康保険、厚生年金、雇用保険 |
| ■選考方法 | 書類審査、面接 |
| ■選考日 | 令和7年8月5日（火）予定 |
| ■申込期限 | 令和7年7月31日（木）17:00必着
※応募者多数の場合など、期限日の前に募集を締め切る場合があります。 |



◎問い合わせ先

福島県消費生活課

Tel 024-521-7737（直通）